

内外判定の見直しについて

役務の提供の種類	内外判定の基準	
	現行制度	見直し案
役務の提供が行われた場所が明らかなもの(法4条3項2号)	役務の提供が行われた場所	同 左
役務の提供が行われた場所が明らかでないもの(令6条2項各号)		
① 国際運輸、国際通信、国際郵便	発地又は着地	同 左
② 保険	保険契約の締結に係る事務所等の所在地	同 左
③ プラント建設等に係る情報の提供等	プラント建設等に係る資材の大部分が調達される場所	同 左
④ 情報の提供又は設計	役務の提供をする者の事務所等の所在地	役務の提供を受ける者の住所・居所又は本店・主たる事務所等の所在地 ※ 消費税法4条の改正により規定
⑤ ①～④に該当しないもの		

○ デジタルコンテンツの提供が役務の提供であることを明らかにするため、次の見直しを行う。

デジタルコンテンツの提供(電子書籍や音楽の配信等)については、「役務の提供」か「資産の譲渡等」かが不明確であるため、消費税法上、「役務の提供」として法令が適用されることを明らかにする(「課税方式の見直しについて」参照)。

課税方式の見直しについて

昨年、当調査会で示された課税方式を基本に、その際、明らかにされた課題を踏まえ、以下の対応を行ってはどうか。

○ 消費者向け取引について

- ① 内外判定基準の見直しの結果、国内取引となる一定の役務の提供（「消費者等^(注1)に提供される越境サービス」）を行った国外事業者（日本に住所・居所又は本店・主たる事務所を有しない事業者）に対しては、現行法に基づき、申告納税義務を課する（国外事業者申告納税方式）。^(注2)

（注1）対象取引を次のとおり規定した場合、消費者以外の者（事業者）が含まれ得ることを踏まえ、「消費者等」と表している。

（注2）国外事業者は、通則法の規定に基づき、日本に住所又は居所を有する納税管理人を定めなければならない。

【消費者等に提供される越境サービス】

電気通信回線を通じて行う著作物の提供（著作物の利用許諾に係る取引を含む。）その他の電気通信回線を通じて行う役務の提供のうち、その役務の性質や取引条件等から、役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかでないもの

- ② 仮に、国内事業者が上記越境サービスの提供を受けた場合の仕入税額控除の扱いについては、執行管轄の及ばない膨大な国外事業者からの適正な納税を確保することには限界があることを踏まえ、慎重な検討が必要。

○ 事業者向け取引について

- ① 国外事業者が行う国内取引となる役務の提供のうち、「消費者等に提供される越境サービス」以外のものについては、その納税義務を当該役務の提供を受ける国内事業者に転換する（リバースチャージ方式）。
- ② リバースチャージ方式の対象となる役務の提供を行う国外事業者に対しては、取引の相手方にその旨を通知する義務を課する。（← 通知の有無は、適用される課税方式に影響させない。）
- ③ リバースチャージ方式による納税額と同額の仕入控除税額を計上することとなる大多数の事業者（税収には影響しない事業者）の事務負担に配慮する観点から、そうした一定の事業者においては、「リバースチャージ税額」と「リバースチャージ税額に係る仕入控除税額」を同額とみなし、申告対象から除外する規定を設ける。